

下水道で環境を守ろう



海や川遊びで笑顔を見せる子どもたち。その笑顔もきれいな水環境があればこそです。下水道や浄化槽は水や生活環境を守るためのもの。未来の笑顔のためにも下水道を利用しましょう。

9月10日は下水道の日 推進標語「下水道 地球を守る リサイクル」 問 下水道課 (TEL52-2152)

守ろう 下水道の使用マナー

使用マナーが悪いと管が詰ったり、浄化処理に多額の費用が掛かってしまいます。上手に下水道を使いましょう。



■野菜くずや残飯は流さない

- 台所の調理くずは三角コーナーなどで受け下水道には流さないでください。



■使った油は燃えるごみへ

- 油は排水口に流さずに新聞紙や布に染み込ませる等、燃えるごみとして処理。



■トイレは水に溶ける紙だけ

- 紙おむつや水に溶けにくい紙、生理用品などはトイレに流さないでください。



■危険物は絶対捨てない

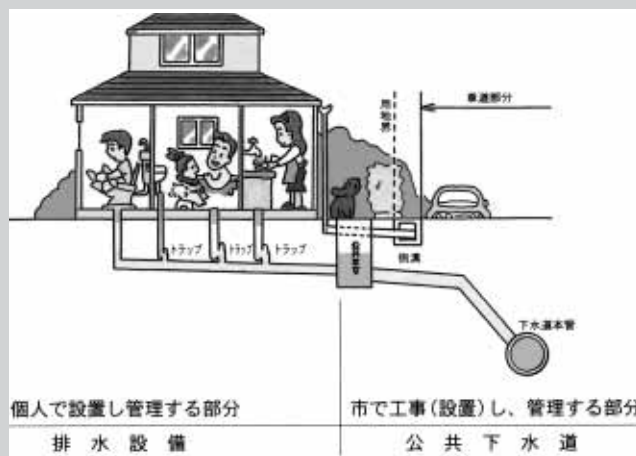
- 宅地内のますやマンホールにガソリンや灯油などは捨てないでください。



■飲食店は適切な処理を

- 飲食店等ではグリース阻集器を厨房に必ず設置し、定期的に清掃してください。

図解 公共下水道と排水設備



市が設置する公共下水道と各家庭をつなぐ排水設備は、個人で設置するものです。公共下水道が利用できるようになってから6カ月以内に設置することが必要です。自分自身の生活の快適さと衛生面を高め、川や海などの環境も守るため、早めに排水設備を設置しましょう。

快適生活に欠かせない 下水道が汚水を浄化

わたしたちの生活に欠かすことができない水。きれいな川や海を守り、快適な生活環境をつくるためには下水道の整備と利用を欠かすことはできません。

下水道は食事や洗濯など、生活で使った汚れた水をきれいに自然に返す施設です。下水道が整備され、各家庭や事業所などが排水設備(台所やトイレなどの汚水を下水道に流すためのもの)を設置すると、汚れた水が下水処理場で浄化され、きれいな状態で排水されます。衛生的な生活ができるようになるだけでなく、水辺の汚れも解消され、環境の保全にもつながります。

そのままだと環境悪化 生活排水の悪影響

逆に生活で使った水をそのまま水路や側溝に流し続けると、汚れた水が家の周りにたまってしまいます。

部 長内川南部地区 東広美町から諏訪下

供用地区の拡大に向け、本年度は旭町、寺里、田高、新築町、幸町を整備中。来年4月の供用開始を目指しています。工事を行う地区では、通行止めなどでご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

生活と水を守るため 漁業集落も整備が進む

市街地などの公共下水道整備と並行して漁業集落排水施設の整備も進めています。これは漁業集落における生活排水などを処理する施設で、集落の生活環境の向上と水質保全を図ることが目的です。これまでに供用を開始した地区は次のとおりです。

- ▽侍浜町 麦生、横沼、本町、向町、外屋敷、桑畑の一部
 - ▽宇部町 久喜
- 供用地区の拡大に向けて本年度は桑畑、小袖地区の一部の整備を進めています。



川に入り、ずぶぬれになって遊ぶ仲良し3人組。思い切り遊べるのも水がきれいなおかげです。(8/2長内川川まつり)

嫌なにおいがしたり、ハエやカも発生し、生活環境の悪化につながってしまいます。汚れた水がそのまま川や海に流れ込むと、川や海も汚れます。川や海で遊ぶことができなくなるほか、魚もすめなくなり、おいしい魚を食べることもできなくなってしまうます。

このように、生活排水をそのまま流すとわたしたちの暮らしに多くの悪い影響を与えてしまうのです。

快適で衛生的な生活と、海や川などの大切な環境を守る

今年旭町や寺里など 供用地区の拡大目指す

公共下水道が整備された地区では6カ月以内に台所やお風呂などの生活排水を流す排水設備を設置しなければなりません。汲み取り式トイレの場合は、3年以内に水洗トイレに改造し下水道に流すよう法律で定められています。

ため、市は下水道の整備を進めています。主に市街地の下水を処理するために市が設置・管理するものを公共下水道といえます。供用が開始されたのは平成4年。現在、全人口の約28%に当たる約1万1000人の方が下水道を使えるようになっていきます。

- ▽久慈川北部地区 栄町から湊町の久慈川沿いと天神堂、門前のそれぞれ一部
- ▽久慈川と長内川に囲まれた中部地区 川貫から川崎町と柏崎、田高と新築町の一

融資や補助金制度を 活用して早めに設置を

左の枠内をご覧ください。排水設備工事を行う方には無利子の融資制度があります。また、家庭用の下水道である浄化槽を設置する方には補助金も交付しています。恵まれた自然と水環境を守り、未来の子どもたちに引き継ぐため、排水設備や浄化槽をできるだけ早く設置しましょう。

無利子の融資や補助金で設置をお助け

■排水設備の無利子融資制度

公共下水道や漁業集落排水の供用開始地域で下水道を利用するための排水設備工事を行う方には、無利子で融資する制度があります。

- ▶対象=市税と受益者負担金(または分担金)を滞納していない方
- ▶融資限度額=①住宅...1棟につき90万円まで(工事費用以内)
- ②アパート...1戸につき50万円まで(戸数の制限はありません)
- ▶返済期間=①、②いずれの場合も5年(60回)以内

■浄化槽設置の補助金制度

公共下水道事業の認可区域外と漁業集落排水事業の実施区域外で浄化槽を設置する方には補助金を交付します。

- ▶補助金額=①5人槽...41万円②7人槽...51万4,000円



あのね、「ゆうし」とか「ほじょきん」のせいがあるんだって。

※補助金の予算には限りがあります。設置の計画段階で下水道課 (TEL52-2152) にご相談ください